

# ドメスティック・バイオレンスの現状と課題

## 「わかりにくい暴力」DV

「配偶者暴力防止法」(以下、DV防止法)が二〇〇一年に制定されてから、この四月で九年目を迎える。法律制定の効果たるうか、ドメスティック・バイオレンス(以下、DV)への関心は徐々に高まっており、被害の顕在化が進んでいる。しかし、DVに対する社会の理解が深まったとは言えず、相変わらず、「DVと夫婦げんかの違いがあいまいだ」、「どっちもどっちだ」などの声が聞こえてくる。

しかも、行政の窓口や警察、裁判所など、DV被害者に直接対応する機関の偏見や無理解が依然としてなくならないのが現状である。やつこの思いで相談しようと決心した人も、話したことでかえって傷ついてしまい、「自分分させ我慢すれば」と、再び口を閉ざすことになりかね

戒能 民江 (お茶の水女子大学教授)

ない。

DVは、たんなる夫婦げんかや男女間のもつれではない。DVとは、夫と妻や恋人など個人的に親密な関係において、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、言葉の暴力や威嚇、脅し、精神的抑圧などの心理的暴力、性的暴力、つきあいの制限や行動規制などの社会的隔離、生活費を渡さないなどの経済的暴力など、さまざまな形態の暴力を使って相手の感情や心理、考え方、行動、生活などをコントロール(支配)することである。

暴力をふるわれる側は、暴力がいつふるわれるかわからないという「恐怖と緊張」のなかで生きていかなければならない。つねに相手の顔色を窺い、萎縮しながら暮らさなければならないのである。価値観が混乱し、いつの間にか、思考の基準まで暴力をふるう加害者の言うとおりになってしまふという。だが、家庭内のことなので、むやみに人に話せない。また、外部に相談したことがわ

かると仕返しの恐れがあるかもしれない。周囲は理解してくれるところか、逆に「あなたにも悪いところがあるのでは」と非難されかねない。被害者はますます孤立し、自尊心を奪われ、自信を失っていくことになる。

DVが許容されないのは、暴力によって女性の生きる力を弱め、「人間としての尊厳」を奪うからである。

## 二 DVの現状—その実態と被害の多様化・複雑化

### (1) DV被害の実態

一九九九年に国がはじめておこなった全国調査によると、成人女性のおよそ二人に一人(四・六%)が、夫やパートナーから「生命の危険を感じるほどの暴力」を受けたことがあると回答した。最新の内閣府調査では、一〇・六%の成人女性が、身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか一つについて「何度もあった」としており、とくに、身体的暴行の経験が大幅に増えていることが注目される(二〇〇六年)。

警察庁の犯罪統計(二〇〇八年)によれば、一年間で一〇七名の女性が夫に殺され、夫婦間の傷害事件のうち夫が加害者となったのは二二五五件(九三・二%)を占める。DV防止法上、各都道府県に設置が義務づけられた「D

V相談支援センター」には、年間六万二〇〇〇件を超える相談が寄せられ、DVを理由とした一時保護件数も増加している(一時保護全体で一萬二〇〇七人、うち女性六四七八人、同伴家族五五二九人、女性中DVを理由とする者七〇・二%)。

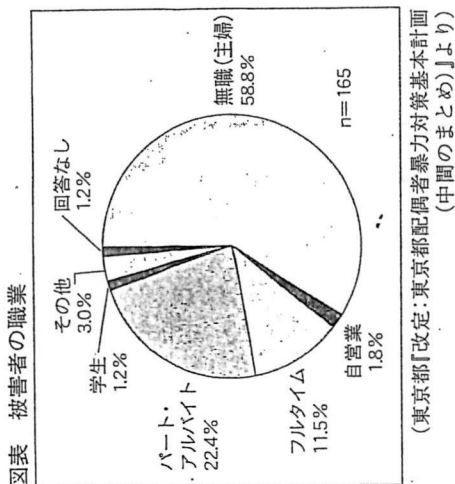
警察への相談は二〇〇八年にはじめて二万件を超えた。東京都では二か所のDV相談支援センターへの相談が一年間で八六〇六件(女性からが九九・七%)、警視庁および各警察署への相談は二二一八件と急増している(二〇〇八年)。都内の区市町村と警察署への相談が増えていることが近年の特徴である。都の一時保護件数は五四二件(二〇〇八年度)であり、単身と比較して母子で保護される割合がやや高い。

都の調査(二〇〇八年度実施の被害体験者面接調査)によると、被害者の年代は三〇歳代、四〇歳代、二〇歳代の順に多く、被害者の七五・二%に子どもがいる。そのうち、小学校入学前の子どもがいる割合は四三%を占める。その職業をみると次頁の図表のようになっており、子育て期で経済的基盤の弱い女性が多いことがわかる。

国の調査(内閣府、二〇〇六年)でも、年代については同様の傾向が見られるが、子どもがいる人は九三%、子どもの年齢は六一・二歳三五・二%、五歳以下二八・六%の順が多い。

### (2) 多様化・複雑化するDV被害

相談や援助を行う現場からは、DV被害が顕在化することにつれて、DV問題が複雑になり、解決に困難を伴うという声が寄せられている。加害者が暴力団関係者である場合、加害者あるいは被害者のアルコールや薬物問題、借金、精神的ダメージの大きさ、子どもの問題、外国籍の場合、障害のある被害者あるいは加害者など、被害も被害者・加害者とも多様である。DVは誰にでも起きるのであり、しかも、困難な状況にあるほど逃げることに難しいことを考えると、多様化・複雑化は当然であら



う。貧困やアルコール中毒といったステレオタイプだけではDV問題を見ることはできない。

本来、DV防止法は国籍を問わず適用されるのだが、外国籍や障害のある被害

者、高齢の人などの被害実態やニーズ、文化的背景を考慮した運用が行われてきたとは言いがたいため、二〇〇四年改正で、職務関係者は「国籍、障害の有無にかかわらず、人権尊重など」の配慮義務を負うこととなった。国別の一時保護統計によると、全国二五四名の外国籍中、東京都では計四三名を占め、フィリピン、中国、タイ、韓国・朝鮮などのほか、ルーマニア、ミャンマー、コロンビアなど国籍は多岐にわたる(厚生労働省、二〇〇八年四月〜九月)。一時保護における外国籍被害者の割合(八・九五%、二〇〇七年度)とともに、外国籍女性の一時保護利用理由でのDV割合(八〇・四%)が高まっている。

外国籍の被害者は、ビザの手続きに協力しない、オーバーステイのまま放置するなど、在留資格などの不安定な法的地位を利用した暴力や、言葉や習慣など文化的偏見、社会的差別に基づく暴力など、被害を受けやすいにもかかわらず声を上げにくく、支援へのアクセスに困難を伴う。

## 三 性差別・貧困とDV被害

### (1) DV被害者の生活再建の困難

昨秋の「リーマン・ショック」以来、貧困・格差問題がクローズアップされてきたが、言うまでもなく、日本

社会の中で、従来から貧困と格差にさらされてきたのは女性である。とりわけシングルマザー家族の貧困問題はもっと語られるべきである。

DVセンターなどを利用したDV被害者への調査結果(内閣府「配偶者からの暴力被害者の自立支援調査」二〇〇七年)によれば、パートタイム就労者が四四%を占め、フルタイム就労者の二倍を占める。自営を含めて「働いている人」は七割弱であるが、平均月収は児童扶養手当や生活保護を含めても二万六千三百七円に過ぎず、母子家庭の月あたりの平均所得(約二〇万円)の六三%にとどまる。回答者の三分の二が一五万円以下の月収で暮らしていることになる。

同調査では、DV被害者が加害者から逃れて生活を始める際に困ったことも聞いているが、住民票を移せない、家に荷物を取りに行けないなど、加害者の追跡の恐怖とともに、当面の生活資金がない、就職先がない、調停の費用と時間など、経済的な問題が大きな不安になっていることがわかる。東京都調査でも、暴力から逃げなかった理由で最も多いのは「経済的不安」である。「子どものためにひとり親は避けたい」が次に多いが、世間体とともに子どもの将来を保證できるだけの経済力を持ってないという不安も含まれている。

「逃げてきて困ったことは、生活がやっつけられるかどうか

いと語る。彼女は夫から身体的暴力、言葉の暴力、無視などの精神的暴力を受け、自殺を図ったほどである。緊張の連続であつたが、家にとどまっている間は自分の感情にふたをしていだと振りかえる。「たいしたことはない」「自分さえ努力すればよい」とDVを合理化しながら生きぬいてきた。しかし、被害者は孤立しており、居場所がないと感じている人が多い。彼女も「社会から落ちこぼれたという感覚」を持ち、自らを「難民、逃亡者」と表現する。

自治体調査でも、生活保護を受給するDV被害者の多くが何らかの精神疾患を有しており、就労意欲の喚起は難しく、生活保護への依存が続きがちだという指摘があつた。一時保護(シェルター)退所後に生活保護を受け、アパートに移ってやれやれと思つたところ、精神的不安定状態になり、就労の見通しが立たず引きこもり状態になつたケースもあると聞く。DV被害者に対して、子の養育も満足にできず、ほつたらかした、いつもイライラしている、だから暴力をふるわれるのだなどと評されることが多いのだが、DVの原因と結果を取り違えてはならない。社会的孤立状態で受けつづけてきたDVの影響は予想以上に深刻なのだ。

加えて、生活が落ち着いた途端に出てくる子どもの不登校、発達障害、問題行動、暴力などで悩まされ、追

かという不安です。准看護婦の資格を持っていても、経験がないので、仕事がなかなか見つかりませんでした。それに、子どもたちの保育所も探さないと、仕事ができないので、生活していけるかどうかが不安でした(二〇代)「家を出てから五年半以上たつても、いまだにきちんとした職業につくのは難しいですね(五〇代)など、就職口をみつけて生活していくことの難しさが語られる(内閣府被害者調査、二〇〇一年)。

筆者はいくつかの自治体で、DV被害者、とくにシングルマザー家族の生活再建支援政策について調査を行ったが(二〇〇六、〇七年)、母子家庭就業・自立支援センター事業など実施している地域は多いが、就労支援の成果ははかばかしくない。就職先がない、あつてもパートタイマーがほとんどであり、経済的自立に結び付かない。たとえば、ヘルパーとして就職しようとしても子どもがいると土日勤務が難しく無理であるなど、状況は厳しい。DV被害者の場合は、加害者に居所を知られる危険を回避するために住民票を移せず、住所がないので正社員として就職できない、顔を見られないような職場でないといふなどの事情が加わり、なお厳しい。

さらに、無視できないのがDVの影響である。

あるDV被害者は家を出てから一〇年以上たつ現在も、悪夢にうなされるなど睡眠障害やうつ状態がなくならな

とまれる被害者は多い。このようなDVの影響を認識し、どうあつても継続的支援や専門職による精神的ケアが不可欠である。

## (2) DV・性差別・貧困の悪循環

内藤和美(二〇〇七年)によれば、戦後日本社会において性差別を維持再生産してきた「悪循環」が二つあるという。内藤はその第一として性別分業の悪循環をあげる。つまり、家庭内労働の女性への集中と社会的活動における女性の二流市民化・周縁化の構造こそ、性差別構造の核心なのである。

第二の悪循環は、第一の悪循環の結果として生じる「男女間の社会的不平等」と女性に対する暴力の悪循環である。性別分業の悪循環は社会的機会の男性への偏重と女性の排除を生みだし、結果として男女の社会的不平等関係を生みだす。たしかにDVは個人的関係で生じるのだが、その背後にあるのが、男/女というカテゴリー間の不均衡な社会的力関係である。体力のみならず、経済力、発言力、影響力、信用など力関係や立場の優位性の男性への偏在が背後にあり、それらの優位性や力関係の偏在を濫用して行われるのがDVである。

DVの結果、女性は自尊感情を損なわれ、自信を失い、他者との関係性、生きる意欲や社会的な力を弱めてしま

うことになる。職もない、給料は安く、生活が大変だ、社会的信用もない、ひとりぼっちだ、子どもも問題を抱え心配だということになれば、「自分さえ我慢すれば」と、暴力的環境に戻ったとしても、被害者は責められるべきだろうか。

日本社会に根強い性別分業の悪循環とともに、暴力の悪循環を止めなければならない。そのためには、DVから逃れた後の生活再建支援の強化こそ必要であるが、DV防止法は国・自治体の「自立支援」責務を規定するのみで、自立支援政策の具体的展望を欠く。都道府県・市町村の「基本計画」でも生活再建支援策は手話まり状態にある。

内閣府では自立支援事業として、民間団体と協力しながら「居場所づくり」事業のモデルプログラムの開発中であるが、さらに一歩進めて、男女共同参画を中核としながら、社会福祉、労働、医療、教育、司法、民間団体との実質的連携による、DV被害者のための独自の自立支援システムを具体的に構築すべきであろう。

現在、母子家庭福祉政策の中心は就労による自立促進におかれているが、一人ひとりの被害者にとって、自立の意味は異なる。「自立」概念がひとり歩きして、被害者の立場に立った支援が損なわれないようにしたい。

## 四 DVの根絶をめざして立ち上がった女性たち

日本で最初にDV問題に取り組んだのは民間団体の女性たちであり、婦人保護事業の現場にいる婦人相談員や婦人保護施設の女性たちであった。一九九〇年代半ばには全国で七か所しかなかった民間シェルターは今や一〇〇を超える。シェルターの全国組織である「全国女性シェルターネットワーク」は多彩な運動を繰りひろげている。とくに二〇〇四年DV防止法改正では、国会議員、関連省庁との意見交換会方式を通じて、当事者参画による法改正を実現した。その結果、国や地方自治体の自立支援責務、都道府県の基本計画策定義務、外国籍や障害のある人の人権配慮義務など、当事者本位の法改正と関連議法の運用改善を引きだした。全国女性シェルターネットワークでは、生活再建支援のための「基金」をスタートさせるとともに、性暴力禁止をめざして新たな立法運動を開始した。また、各地の民間団体ではセカンドステップハウスや同行支援、子どもへの支援、市民や専門職への啓発など活発な活動を展開している。被害者によるNPO設立や自助グループ活動なども始まっている。女性たちは、女性に対する暴力根絶をめざした活動を粘りつよく進めている。

# 女性の人権と 女性差別撤廃条約

お茶の水女子大学

戒能 民江

## 1. 人権の普遍性への疑念

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と、人権の普遍性を高らかに謳いあげている。しかし、近代人権の確立期において、人権から女性は排除されていたのであり、女性排除の歴史はその後も続いた。

一八世紀末、早くも人権の普遍性に異議を唱えた女性がいる。フランスのオーランブ・ド・グージエである。

グージエは、近代人権の出発点となったフランス

人権宣言（人および市民の諸権利）において、「人」とは成人男性をさし、「人権宣言」とは「男権宣言」に過ぎないことを暴露し、「女権宣言」（女性および女性市民の諸権利）をあらわした。フランス人権宣言のわずか二年後の一七九一年のことである。

グージエの「女権宣言」には、女性には処刑台にあがる権利があると同時に演壇に登る権利があること（一〇条）や、婚外子の父がだれかを母である女性が指名するためには、思想表現の自由が女性にとって重要であること（一一条）などが述べられており、フランス人権宣言のパロディの域を超えて、現代においてもなお新鮮な響きをもつ。実際、グージエは婚外子として生まれ、一七九三年に反革命の

かどで処刑されている（オリヴァイ・ブラン、辻村訳『女の人権宣言』一九九五年）。

フランス革命当時の近代人権および参政権などの政治的権利からの女性の排除の根拠は、女性の特性論および性別役割分業論に求められた。女性は感情的で興奮しやすく、貞淑さを重んじ羞恥心が強いなどの「特性」をもち、家事・育児など「家庭内役割」を担うのが本来の役割であるから、政治的活動には向かないとされた。このような女性排除の論理は、アメリカ合衆国でも日本の明治国家でも同様であった。日本の明治国家では、天皇制と「家」制度という日本の特質を加えながら、政治活動の禁止（治安警察法）、家庭内役割の強制と妻の法的無能力（明治民法）および良妻賢母教育（高等女学校令）の三点セットを通じて、公的世界からの女性の排除が行われていったのである。

その後、世界の女性たちは、参政権獲得運動をはじめ、性差別撤廃と女性の権利確立のために努力を重ねていった。だが、女性の権利獲得への道のりは遠く、長い歴史を要したことは言うまでもな

「家庭にとどまるも地獄、家庭から出て働いてもパートなどの仕事しかなく低賃金で地獄」という抑圧状況がどこから出てくるのか。フェミニズムは法的平等が達成されてもなお女性への抑圧があること、抑圧の根源に結婚制度や性、身体など私的領域での問題が横たわっていることを明らかにした。つまり、従来、個人的な問題だとされてきたことにこそ、抑圧の根源があると主張したのである。フェミニズムは、そのことを「個人的なことは政治的である」と表現した。

人権は普遍的、抽象的であるが、人権の主体は具体的な人間であり、具体的な人間像を基に人権が構想されなければならない。そして、そこではジェンダー（性別および性別による差別の構造）が無視されてはならない。

日本では中絶の権利や夫の暴力など、女性の性や生殖、身体の自由についての議論が一九七〇年代に巻き起こった（当時、フェミニズム運動はウーマンリブと言われた）。国際社会においても、一九六〇年代後半以降、中絶の権利やドメスティック・バイ

い。日本で男女平等を謳う日本国憲法が制定されたのは一九四六年であり、女性参政権は、その前年の一九四五年一〇月GHQ（連合国総司令部）により付与された。

## 2. 女性の権利がなぜ必要か

日本国憲法では「法の下での平等」が定められ、性別による差別は禁止されている（一四条）。また、日本国憲法一一条ではすべての国民に基本的人権が保障されている。「すべての人間」や「すべての国民」には当然女性も入っているのに、なぜ、女性の権利なのか。

その問いを解くカギは、第二次世界大戦後の女性の状況とそれを読み解いた現代フェミニズム（女性解放運動）にある。一九六〇年代初め、アメリカのベティ・フリーダンは戦争が終わって家庭に戻り、高学歴化が進んだにもかかわらず主婦としての生き方をせざるを得ない状況に抑圧を感じている女性の苦悩を描き、共感を呼んだ（『新しい女性の創造』）。

オレンス、離婚の自由などが問題となったが、そこで、女性の身体や性、生殖に関する権利が人権として認められるべきであるとする「女性の権利」の主張が行われるに至った。つまり、性や身体に関する女性の権利が「女性が人間として生きるために必要な権利」であり、「女性の生存や生活の要求に根ざした権利」イコール「女性の権利」であるとしたのである。

国際社会において、「女性の権利」概念が明確に位置づけられたのは一九九〇年代に入ってからのことである。

一九九三年に開催されたウィーン世界人権会議は、いわば「女性の権利」会議だったと言える。会議に先立ち、アメリカのシャーロット・バンチらを中心とした女性グループは、会議の議題に「女性の権利」を取り上げるように要求する世界的キャンペーン、「女性の権利促進と保障を求める国連への誓願」運動を展開した。そして、ウィーン世界人権会議では「女性の権利は人権である」というスローガンを掲げた。

ウィーン世界人権会議では、丸一日かけて「女性に対する人権侵害国際法廷」が開かれた。そこでは、「家庭内の人権侵害」「女性に対する戦争犯罪」「身体の尊厳に対する侵害」「社会的経済的権利の侵害」および「政治的迫害と差別」の五つのセッションにおいて、世界各地の当事者の女性たちの証言が行われた。いずれのセッションにおいても、女性の経験を通して、女性の人権侵害を放置してきた国家や国際機関の「無作為責任」が問われた。なかでも、「家庭における人権侵害」が最初に取り上げられたことは特筆すべきである。長い間隠されてきたドメスティック・バイオレンスや子どもへの性暴力など、家族という私的領域における暴力が世界各地に共通した女性の人権侵害であることが明確に位置づけられ、女性の人権保障の緊急課題とされたのである。

### 3. 女性差別撤廃条約と女性の人権

一九九〇年代以降に展開した、女性に対する暴力など女性の人権保障へのとりくみの基盤となつたの

庭内役割、男は仕事・稼ぐ役割」と直結するわけではなく、生物学的性差を理由に、すべての男女について、「男は理性的で行動的、女は感情的で受け身である」と決めつけることはできない。それは個人差であるし、性別役割分業はむしろ長い歴史のなかで社会的・文化的に形成されてきたものである。

そこで、女性差別撤廃条約は、固定的な性別役割分業システム・意識の変革を打ち出すとともに、生物学的性差を妊娠と出産・哺育に限定して出産機能が差別の理由となつてはならないとして、男女の異なる取り扱いを原則として禁止した。むしろ、生殖機能の保護は男女共通に行われなければならない、育児は「男女および社会全体」の責任であるとした。さらに、事実上の平等達成のために、集団としての女性と男性の間にある歴史的差異という構造的差別を解消するための手段として、「暫定的差別是正措置」(ポジティブアクション)は性差別にならないとして容認した。

女性差別撤廃条約は性差別の撤廃を目的としているが、差別や男女平等の問題を超えて、具体的な女

が、一九七九年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」(女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)である。日本政府は一九八五年に批准した。女性差別撤廃条約は「世界の女性憲法」「女性の人権宣言」などと呼ばれており、国家や公的機関のみならず、個人や企業などからの差別を含むあらゆる形態の性差別撤廃をめざしている。

女性差別撤廃条約は、それまでの女性の特性論(女性の母性機能や家庭内役割)を前提とした男女平等論、つまり機能平等論を全面的に否定し、固定的な性別役割分業を変革することで、法制度上の平等にとどまらず、意識や慣行・慣習まで踏み込んで変革し、事実上の平等を実現しようとするものである。

現在もなお、特性論に基づく機能的平等論は根強い。男女にはそれぞれ生物学的な特性があり、その特性に基づく性別役割分業は自明のことだとする考え方、男女は元々違うのだから、その違いを認めた上での男女平等だという考え方は、現在もしばしば登場する。

だが、生物学的な男女の違いがそのまま「女は家

性の権利の保障をめざしているところに特徴がある。日本の民法改正はいまだに実現していないのだが、民法改正の最大の焦点は選択的夫婦別姓制度の導入である。女性差別撤廃条約では「夫および妻の個人的権利(姓および職業を選択する権利を含む)」として、夫婦別姓選択制度を夫と妻の平等な権利として構成している(二六条)。このように女性と男性が平等に享受すべき権利のカタログとして、女性差別撤廃条約が構成されていることから、前述したように、一九九〇年代以降、女性に対する暴力、人身売買、セクシュアリティやジェンダーの多様性(同性愛やトランスジェンダーなど)、中絶の権利、人工生殖と女性の身体の利用(代理母問題)などのリアプロダクティブ・ライツの問題など、性別に基づく人権侵害を「女性の人権」の問題として発展させる下地がつけられたと言える。

#### 4. ドメスティック・バイオレンスと女性の人権

「配偶者暴力防止法」(以下、DV防止法)が二〇〇一年に制定されてから、丸八年が経過した。法律制定の効果は大きく、ドメスティック・バイオレンス(以下、DV)被害の顕在化が進んでいる。しかし、DVに対する社会の理解が深まったとは言えず、相変わらず、「DVと夫婦げんかの違いがあいまいだ」「どつちもどつちだ」などの声が聞こえてくる。しかも、行政の窓口や警察、裁判所など、DV被害者に直接対応する機関の偏見や無理解が依然としてなくならないのが現状である。やつの思いで相談しようと決心した人も、話したことでかえって傷ついてしまい、「自分さえ我慢すれば」と再び口を閉ざすことになりかねない。

DVは単なる夫婦げんかや男女間のもつれではない。DVとは、夫と妻や恋人など個人的に親密な関係において、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉の暴力や威嚇、脅し、精神的抑圧などの

##### (1) DV被害の実態

一九九九年に国がはじめて行った全国調査によると、成人女性のおよそ二〇人に一人(四・六%)が夫やパートナーから「生命の危険を感じるほどの暴力」を受けたことがあると回答した。最新の内閣府調査では、一〇・八%の成人女性が、身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか一つについて「何度もあった」としており、とくに、身体的暴行の被害経験が二〇〇二年調査と比べて大幅に増えていることが注目される(二〇〇八年)。

警察庁の犯罪統計(二〇〇八年)によれば、一年間で一〇七名の女性が夫に殺され、夫婦間の傷害事件のうち夫が加害者となったのは一二五五件(九三・二%)を占める。DV防止法上、各都道府県に設置が義務づけられた「DV相談支援センター」には、年間六万八〇〇〇件を超える相談が寄せられ、DVを理由とした一時保護件数も増加している。警察への相談は二万五〇〇〇件を数える(二〇〇八年)。

心理的暴力、性的暴力、つき合いの制限や行動規制などの社会的隔離、生活費を渡さないなどの経済的暴力など、さまざまな形態の暴力を使って相手の感情や心理、考え方、行動、生活などをコントロール(支配)することである。

暴力をふるわれる側は、暴力がいつふるわれるかわからないという「恐怖と緊張」のなかで生きていかなければならない。常に相手の顔色をうかがい、萎縮しながら暮らさなければならないのである。価値観が混乱し、いつの間にか、思考の基準まで暴力をふるう加害者の言うとおりにになってしまうという。だが、家庭内や個人的なことなので、悩みを打ち明けることさえ難しい。また、外部に相談したことがわかると報復のおそれがあるかもしれない。さらに、周囲は理解してくれるどころか、逆に「あなたにも悪いところがあるのでは」と非難されかねない。被害者はますます孤立し、自尊心を奪われ、自信を失っていくことになる。

DVが許されないのは、暴力によって女性の生きる力を弱め、「人間としての尊厳」を奪うからである。

##### (2) 多様化・複雑化するDV被害

DV被害が顕在化するにつれて、DV問題が複雑になり、解決に困難を伴う場合が目立つてきた。借金や精神的ダメージの大きさ、子どもの問題、外国籍、障害のある被害者など、多様化と複雑化が進んでいる。DVはだれにでも起きうる問題であり、しかも、困難な状況にあるほど逃げるのが難しいことを考えると、多様化・複雑化は当然であろう。貧困やアルコール中毒といったステレオタイプだけでDV問題を見ることはできない。

本来、DV防止法は国籍を問わず適用されるのだが、外国籍や障害のある被害者、高齢の人などの被害実態やニーズ、文化的背景を考慮した運用が行われてきたとは言い難い。

たとえば、外国籍の被害者は、ビザの手続きに協力しない、オーバーステイのまま放置するなど、在留資格などの不安定な法的地位を利用した暴力や言葉や習慣などへの文化的偏見、社会的差別に基づく暴力など、被害を受けやすいにもかかわらず声を



## 5. 女性の人権が尊重される社会へ

女性差別撤廃条約は、条約の順守を確保するためのしくみとして、女性差別撤廃委員会を設けている。委員会では、世界中から選ばれた女性問題の専門家によって、定期的に条約締約国からの報告を審査している。

女性差別撤廃条約採択から三〇年目の今年の夏、日本政府レポートの審査が行われ、国連女性差別撤廃委員会からの勧告が発表された。そこでは、民法改正問題など、女性差別撤廃条約を遵守しようとしていない日本政府への批判とともに、女性の人権視点の強化が課題にあげられた。DV被害当事者の現状からもわかるように、女性の人権の視点が政治や法の世界でも、また社会的にも軽視されている。男女共同参画政策に本格的にとりくみ、女性の人権保障をすすめていかなければならない。

あげにくく、支援へのアクセスに困難を伴う。

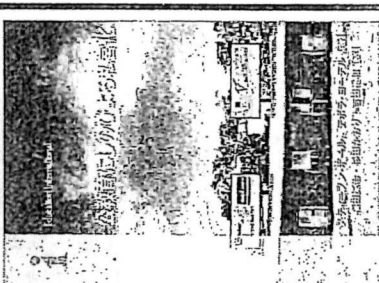
### (3) DV被害者の生活再建の困難

昨秋(二〇〇八年)の「リーマン・ショック」以来、貧困・格差問題がクローズアップされているが、とりわけ母子家庭の貧困問題は深刻さを増している。日本のひとり親の貧困率は五四%を超え、OECD諸國中、最下位である。

DVセンターなどを利用したDV被害者への調査結果(内閣府「配偶者からの暴力被害者の自立支援調査」二〇〇七年)によれば、パートタイム就労者が四四%を占め、フルタイム就労者の二倍を占める。自営を含めて「働いている人」は七割弱であるが、平均月収は児童扶養手当や生活保護を含めても約二万円に過ぎず、母子家庭の月当たりの平均所得(約二〇万円)の六割にとどまる。回答者の三分の二が一五万円以下の月収で暮らしている。

さらに、無視できないのがDVの影響である。

暴力夫の元から逃れて一〇年たつても、悪夢になされるなど睡眠障害やうつ状態がなくならないと



# 公教育に しのびよる私営化

著 菅 野 浩一

◆ スタイイーブン・ポール、デボラ・ヨーデル 著  
◆ 福田誠治・杉田かおり・吉田重和 訳  
◆ 840円(本体800円+税)  
◆ A5判152頁  
◆ ISBN1978-4-901927-84-0

「教育とは一人ひとりの子どもや若者に、彼もしくは彼女の人間としての潜在的な力を最大限発達させるための機会を与えるものだろうか。それとも顧客に売りつけられるサービスなのか」(本書前文)と、全世界的に吹きすさぶ新自由主義的教育政策の帰結を問う。「教育に、競争原理と成果主義による私営化が広がれば、『人権であり公共財である教育』は駆逐されるのではないか——世界最大の教職員団体EJ(エデュケーション・インテンナショナル)による教育界への警告の書。」

●ご注文はお近くの書店が小社へ

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会議  
TEL 03-5210-9171 FAX 03-5210-9173 郵便番号 00170-0-804387  
URL <http://www.adosv8.co.jp>

いう。また、被害者は孤立しており、居場所がないと感じている人が多い。「社会から落ちこぼれたという感覚」をもち、自らを「難民、逃亡者」と表現する被害当事者もいる。

生活保護を受給するDV被害者の多くが何らかの精神疾患を有しており、就労意欲の喚起は難しく、生活保護への依存が続きがちだという指摘もある。一時保護(シェルター)退所後に生活保護を受け、アパートに移ってやれやれと思つたところ、精神的不安定状態になり、就労の見通しが立たず引きこもり状態になったケースも多い。DV被害者に対して、子の養育も満足にできず、ほつたらかした、いつもイライラしている、だから暴力をふるわれるのなどと評されることが多いのだが、DVの原因と結果を取り違えてはならない。社会的孤立状態で受け続けてきたDVの影響は予想以上に深刻である。加えて、生活が落ち着いた途端に出てくる子どもの不登校、発達障害、問題行動、暴力などで悩まされ、追い込まれる被害者は多い。

## 私的領域における性差別撤廃の現状と課題 ——家族および「女性に対する暴力」を中心に

戒能民江

はじめに——「戦後性支配」の確立から解体へ

1947年、戦後改革の一環として、「個人の尊厳と両性の平等」を原則とする日本国憲法24条に基づき、民法第4編親族、第5編相続の全面改正が行われた。1947年民法改正は、明治民法下での「家」制度からの解放をもたらしたが、戦後改革による封建的抑圧からの解放は、ただちには女性の個人の自律へ向けての解放にはつながらなかった。「家」意識の温存と戸籍制度や親族・姻族概念および親族互助・扶養義務規定の残存など、「家」の解体が不徹底に終わったこととだけではない。戸籍制度に表現される法律婚家族単位の家族主義の基盤の上で、女性には性別役割分業を基軸とした近代家族秩序に新たに困い込まれ、「家事・育児・介護役割を担う、扶養される妻」という基本的立場を付与されたのである。

この時期に、第2次大戦後の基本的な性規範が、民法改正と一体として形成された。刑法改正で姦通罪は廃止され、民法の離婚理由からも姦通を削除したが、それと同時に、新たな性規範が構築された。占領開始直後、米軍兵士向けの特殊慰安施設協会(RAA; Recreation and Amusement Association)の設置によって売春業者の復活が図られるとともに、1956年売春防止法による「公娼」廃止はザル法と化した。また、1948年優生保護法制定による中絶の合法化の一方で刑法墮胎罪は存続した。このようにして、男女に異なる基準を課す「性のダブルスタンダード」の温存が図られるとともに、婚姻制度の内か外かで女性は二分された。つまり、男性には「買う自由」を保障する一方で、女性の生殖の権利と性的自由は実質的には保障されないという性規範の二重構造が形成された。私的領域における「戦後性支配体制」の基盤の確立である。

その後、1990年代後半までは私的領域にかかわる法構造変革に迫るような動きはほとんど見られない。逆に、80年代には世帯単位の税制や社会保障制度および裁判例などを通じて「戦後性支配体制」の強化が進められた。一方、1970

「戦後性支配体制」解体への流れは、1990年代、「女性の権利」をキーワードとした国際的女性運動の展開を背景に加速化していく。また、夫婦別姓運動など、個人の自律と家族法における性差別撤廃の要求は民法改正を不可避なものにした。1996年2月、法制審議会民法部会は、夫婦別氏選択制の導入、離婚の自由化、婚外子相続分差別撤廃を柱とした「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申するが、国会の上程には至らず現在に至る（本書第16条〔二宮〕参照）。他方で、家族における子どもへの虐待や夫・恋人からの暴力、高齢者虐待の顕在化が進み、「戦後性支配体制」が構造的にも緩びをみせており、解体を迫られていることを如実に示した。

## I. 私的領域における女性の権利状況

### 1. 結婚と離婚の現状——家族の個人化と選択する家族へ

従来、日本は結婚志向の高い社会だと言われ、男女とも96～97%の割合で49歳までに法律婚を経験していた（1980年国勢調査）。いま、その「皆婚社会」が崩れようとしている。生涯未婚率（45～49歳、50～54歳の未婚率の平均値で示される50歳時の未婚率）の上昇、普通婚姻率（人口1,000人当たりの婚姻届件数）および婚姻数の逡減、晩婚化の進行など、結婚とは個人の選択するライフスタイルであるという結婚観と特に女性に顕著な、結婚における個人重視の考え方が家族の変容をもたらしめている。

事実婚の増加が婚姻率低下の主要因とされるヨーロッパ諸国等とは異なり、日本では、晩婚化が婚姻率を引き下げている。第2次大戦後、日本の婚外子出生率は1.1前後に終始してきたが、2005年には2.0と若干上昇した（人口動態統計）。しかし、ヨーロッパ諸国と比べると著しく低い。世論調査によると、「未婚で子を産み育てる母」に対して抵抗感のない人は3割を超えているが（1994年）<sup>2)</sup>、「できちゃった婚」に象徴されるように、結婚しないで1人で子を産む女性に対する否定的な社会通念＝嫡出制規範意識は依然として根強い。婚外子への法的差別とその母に対する税制上や戸籍の表記などの差別的取扱いが婚外子出生率を低く抑える要因となっている。

国際結婚の増加も近年の特徴である。圧倒的に多いのが日本人夫と外国籍妻の

2) 経済企画庁「家庭と社会に関する意識調査」

年代には、家事労働の法的評価を含めて夫婦財産制度の見直しが議論されていたが、1980年民法改正では、配偶者相続権が強化されるにとどまり、妻の財産権の実質的保障まで踏み込むことはなかった<sup>1)</sup>。また、1985年国民年金法改正による、被扶養者である「妻の年金」保険料免除と遺族年金の被扶養者である妻への優遇、1987年所得税法改正による配偶者特別控除など、専業主婦優遇政策が立て続けに展開される。

裁判例においても、1987年最高裁の判例変更（最判1987〔昭和62〕97民集41巻6号1423頁、判例時報1243号3頁）まで、裁判所は有責配偶者からの離婚請求を認めない「消極的破壊主義」のもと、離婚を認めないことで「妻の座」と被扶養の妻の生活保障を守ろうとした。また、刑法177条の強姦裁判では、被害者の証言の信用性判断において、被害者の「貞操観念」の有無がしばしば問われた。強姦裁判では、被害者の経歴や服装、普段の行い、言葉遣い、性体験、当日の行動などをつぶさに検証して、被害者に「貞操観念」がないと判断されると、被害者の証言は信用できなしいとして強姦は無罪となる（東京地判1994〔平成6〕12.16判例時報1562号141頁など）。強姦裁判における「性のダブルスタンダード」はこのようにして維持されてきた。

戦後性支配体制の転換をめざす動きが明確化するのは1990年代以降であるが、1970年代後半からその兆しはあらわれ始めていた。婚姻率の減少や離婚率の上昇、単独世帯の増加がみられ、当時、まだ名づけられていなかった「夫の暴力」の相談も婦人相談所で目立つようになってきた。また、1976年、民法改正により氏続称制度が導入されて、離婚後の姓の選択が可能となった。1984年には女性差別撤廃条約批准に伴い国籍法の改正が行われて父母両系主義となり、子の国籍取得において男女平等となった。1980年代後半になると、再婚禁止期間違憲訴訟、夫婦別姓通称使用裁判、婚外子住民票続柄裁判など、個人の自律が裁判を通じて主張されるとともに、夫婦別姓運動が本格的に展開する。

また、「従軍慰安婦」裁判やセクシュアル・ハラースメント裁判、アジア諸国へのセックスツアーに対する抗議運動、優生保護法改定反対運動、強姦救援センター創立など、性的自由をめぐる動きも活発化していく。

1) 1975年、法制審議会民法部会分法小委員会の中間報告では、夫婦財産制については、共有制の採用と別産制の維持が両論併記されていた。大伏ほか参照。

ティに忠実であろうとすると法的性別の枠組みから外れる結果となり、学校や職場などでの不利益や差別に直面することになる。2000年以降、労働事件や留置場の処遇などについての裁判例が現れ始めた<sup>3)</sup>。

「生物学的性別と自己認識の不一致」を医療問題と構成し、身体に医療的措置を行うことで「不一致」を解決し、一定の条件を満たすときに、特例的に戸籍の性別変更を認める「性同一性障害者特例法」が制定された(2003年制定、2008年一部改正)。しかし、特例法は、あくまでも現行法の「特例」に過ぎない。トランスジェンダーやトランスセクシュアルを性同一性「障害」として、治療の対象としていること、性別変更の要件として、非婚要件や生殖能力放棄要件などをあげていることなど、「人権としての性別の権利」(谷口 pp.257-263)の保障とは言い難い。なお、2008年改正により、同法3条3号の「現に子がないこと」(子なし要件)は「未成年の子」がない場合に限定された。

日本で初めて夫以外の提供精子による人工授精で子どもが誕生したのは1949年、初の体外受精は1983年である。不妊治療として医療技術の介入が行われる「生殖補助医療」の登場によって生殖をめぐる法的諸問題が浮上した。生殖補助医療に対する直接的な法規制はなく、産科婦人科学会の会告で規制されるだけである。生殖補助医療をどこまで認めるのか、親子関係の定め方、子のアイデンティティを知る権利等、家族とは何かという根本的な問題を含めて、法的解決を迫られているにもかかわらず、議論は足踏み状態である。なお、2003年、法制審議会生殖補助医療関連親子法部会は、「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」を公表したが、立法までに至っていない。この間、海外の代理母によって生まれた子との親子関係(2件)や凍結精子によって生まれた子の認知を争う訴訟が提起された。代理母ケースについて、最高裁は判例通説の分娩主義に基づき母子関係を認めず、最終的には立法による解決を求めた<sup>4)</sup>。

### 3. 女性に対する暴力の顕在化

女性に対する暴力は新しい概念である(本書第6条〔小島〕参照)。1996年「男

組み合わせであり、8割を占める。国際結婚の増加に伴い、国際離婚を巡る紛争が増え、国境を越えた子の略取も事件化している。国際婚外子の日本国籍取得については、2008年最高裁の国籍法3条1項の違憲判決を受けて、2008年国籍法が改正された(本書第9条〔鎗田〕参照)。

普通離婚率(人口1,000人当たりの離婚件数)は1988年から再び増え始め、2002年に2.30と戦後最高値を示したが、その後は減少傾向にある。また、結婚観の変化に伴い、家教への離婚調停申立の動機が大きく変化している。親族との折り合いの悪さや家庭を顧みないという理由が減少し、心理的、情緒的、性的理由が目立つ。親の離婚に巻き込まれる子どもの数は毎年15万人と言われ、離婚夫婦の約6割が未成年の子を持つ。離婚に伴い未成年の子の親権、面接交渉、養育費をめぐる紛争が増えている。

離婚の増加は母子家庭・父子家庭の増加をもたらす。母子家庭になった理由で増えているのが離婚であり、全体の8割を占める。養育費の支払いを受けたことがない母子家庭が7割近くを占める現状(2003年)では、経済的自立の困難が生活の大きな壁になっている。2003年以降、母子福祉政策が所得保障中心から就労支援による自立促進にシフトしたが、厳しい雇用状況の中、生活保護法や児童扶養手当など社会保障の役割は大きい。母の貧困は子の教育費減少という結果を生み出し、世代を超えて格差や貧困が固定化されるおそれがある。

### 2. 新たな問題——多様な性および生殖補助医療への対応

1990年代以降、私的領域にかかわる法的前提を揺るがすような問題が浮上した。ひとつは、「性」-ジェンダーおよびセクシュアリティの多様性の顕在化(本書第16条〔谷口(洋)〕参照)であり、他は科学技術・医療技術の進展がもたらした「生殖補助医療」の展開(本書第16条〔谷口(真)〕参照)である。

私たちは誕生直後、外性器の形状で「性別」を判断され(男か女か)、出生証明書・出生届に男女別が記載され、それに基づき戸籍上の性別が記載されていくが、そのような法的・社会的性別に対する違和感を覚える場合がある(トランスジェンダー、トランスセクシュアル)。「性」は多様であり、戸籍に記載された性別と「性自認」(ジェンダー・アイデンティティ)とは必ずしも一致しない。しかし、健康保険証など、公的書類には性別記載欄があり、男か女か法的に特定されることになる。だが、戸籍の続柄の性別変更は従来認められず、自らのジェンダー・アイデンティ

3) 東京地決2002〔平成14〕6.20労働判例830号13頁(懲戒解雇)、東京地判2006〔平成18〕3.29判例時報1995号84頁(留置場における処遇)。

4) 最決2007〔平成19〕3.23裁裁月報59巻7号72頁。

はなく、従来、個人的な問題あるいは「自然」や「本能」に支配される事柄として「ブラック・ボックス」に押し込まれてきた(注脚p.45(広瀬))身体、性、暴力にかかわる問題が「女性差別」として社会構造的に位置付けられた。

女性差別撤廃条約発効後、時を経ずして、家父長的家族構造の核心をなすDVが「女性に対する暴力」として認識され、一般勸告12号「女性に対する暴力」(1989年)、一般勸告14号「女性性器の切除」(1990年)、一般勸告19号「女性に対する暴力」(1992年)など矢継ぎ早に提出されたことは偶然ではない。1990年代初めには、ウィーン人権宣言および行動計画(1993年)、国連「女性に対する暴力撤廃宣言」(1993年)、そして「女性に対する暴力特別報告者」の任命と相次ぎ、国際社会における女性に対する暴力撤廃へ向けた動きが本格化していく。

1994年の一般勸告21号「婚姻及び家族関係における平等」は、国籍に関する平等(9条)、法の前の男女平等(15条)および婚姻・家族関係における差別撤廃(16条)を対象としている。16条に関して日本との関係で注目されるのは、いかなる家族形態をとろうとも、家族における女性の扱いが平等および正義の原則に合致しなければならぬこと(para.13)、事実上の婚姻における女性の権利の保障(para.18)、婚外子の親に対する男女平等の地位・責任の付与(para.19)、生殖における女性の自己決定の権利(para.21)、性教育および家族計画サービスの機会保障(para.22)、自己の姓を選択する権利(para.24)、婚姻の有無にかかわらずい財産権の保障(para.28)、事実上の関係(para.30)、夫婦財産分割における非財産的寄与の重視(para.32)などである。

## 2. 女性差別撤廃委員会の審議

2009年7月、日本政府の第6次レポートに対する第4回審議が行われ、総括所見が採択された。

2003年の日本政府第4次および第5次レポートに対する第3回審議の最終コメントでは、次の事柄が勧告された。①女性に対する暴力を女性の人権侵害として取り組み努力、特に、DV防止法の対象範囲の拡大、強姦罪の法定刑の引き上げ、近親姦の独立犯罪化、②人身売買に取り組みするための包括的情報の収集と提供、③マイノリティ女性の包括的への適切な処罰のための包括的情報の収集と提供、④民法の差別的条項の撤廃および立憲法や行政の条約遵守義務の履行。CEDAW委員からは、立法措置だけでは

女共同参画2000年プラン——男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(2000年)度までの国内行動計画」は、政府の男女共同参画行動計画としては初めて、女性に対する暴力の根絶を女性の人権課題に掲げた。2000年「男女共同参画基本計画」および2005年「男女共同参画基本計画(第2次)」においても、女性に対する暴力の根絶は男女共同参画の基本的政策として掲げられている。しかし、その定義および対象範囲は明らかではない。2000年「基本計画」では、「女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べてさらに従属的な状況へ追い込むものである」として、1993年国連「女性に対する暴力撤廃宣言」前文を引用するにとどまる。同「基本計画」では、具体的施策の対象として、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメントおよびストーカー行為をあげている。

日本における女性に対する暴力反対の動きは、1970年代初めの朝光買春反対運動が先駆けとなった。買う側に視点を移すことで「買春」概念が生まれ、買春という言葉は定着していった。また、1980年代初めには反ポルノ運動が展開し、1983年には東京・強姦救援センターによる電話相談が開始された。強姦救援センターは、強姦とは女性の意思に反した性行為であると再定義した。1980年代後半には、西船橋駅転落死事件(1986年)、地下鉄御堂筋線事件(1988年)、池袋買春男性死亡事件(1987年)など、女性の性的自由をめぐる事件を契機に各地で性暴力反対運動が展開していく。その後、セクシュアル・ハラスメント、「従軍慰安婦」、人身売買、性虐待、DVなど女性に対する暴力問題の顕在化が進んだ。

## II. 女性差別撤廃条約が国内法に及ぼした影響

### 1. 女性差別撤廃条約と私的領域における女性の人權

女性差別撤廃条約1条「女性差別の定義」は、女性差別が許されない分野として「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野」をあげている。当初は含まれていなかった「市民的」(civil)分野が、制定過程で取り入れられ、公的生活のみならず「私的生活」における女性差別まで範囲が拡大された。Z.イリッチは「男女の区別された役割と権利の観念を基礎とする、私法上の非常にセンシティブな領域である」家族を条約の範囲内とすることで、はじめて「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃」が可能となると述べている(「人権レポート作成マニュアル」)。「私的生活」における差別が対象範囲となったことで、家族だけで

### 1. ストーカー規制法

2000年、「ストーカー行為等の規制に関する法律」(以下、ストーカー規制法)が制定された。執拗なつきまといや無言電話などに対しては刑法や軽犯罪法の適用が可能だが、実際には適用が困難であるとして、従来有効な対策が取られてこなかった。桶川事件や沼津事件をきっかけに議員立法によって被害者の精神状態とストーカー被害は、さまざまなつきまとい行為によって被害者の精神状態と生活を支配し、自己の要求を実現しようとするものであり、不安と恐怖の中での生活は、被害者を追い詰め、名誉ばかりか生命すら奪う場合がある。ストーカー規制法は、このようなストーカー行為を規制することによって、個人の身体、自由、名誉への危害の発生を防止し、生活の安全と平穏を保持することを目的とする。

ストーカー行為の規制が行われ、殺人に至る危険がある犯罪の防止のために警察の介入の道を開いた点は評価すべきであろう。しかし、同一行為の反復などストーカー行為の判断要件が厳しく、要件を満たして警察が動き出す前に突然、生命の危険にさらされるおそれがある。また、警察庁によると、圧倒的多数は警告により行為が収まるケースだとされることが、警告や禁止命令を発するかどうかの判断は警察および公安委員会に任されており、禁止命令が発令されない場合に、被害者には不服申立の権利が保障されていない。しかも、禁止命令はほとんど発令されておらず(2007年警告件数1,375件に対して、禁止命令は19件)、DV防止法の保護命令に比して著しく少ない。

被害者の性別では女性が多数であり、行為者と被害者の関係では、交際相手(元を含む)、配偶者など顔見知りが多数を占め、面識なしはごく少数である(2007年警察庁)。

このように、ストーカー行為は典型的なDV類型であるが、DV防止法の対象範囲に交際相手や恋人は含まれないため、交際相手等のDVについてはストーカー規制法によって対応することとなっている。しかし、ストーカー規制法は、接近した時期内での同一のつきまとい行為の反復を要件としており、さまざまな手段を行使するDVへの対応は難しい。また、ストーカー規制法による警察の対応に時間がかかり、迅速な対応がなければ被害者の安全は守られない。さらに、ストーカー規制法には被害者援助体制が用意されておらず、警察と関連機関との連携も不十分である。安全な避難場所もないまま、被害者は孤立した状態で自己防衛に努めるほかない。交際相手からの暴力被害者は、安全確保についても、精神

なく、例えば、夫からの強姦の起訴件数など、性暴力、DV、セクシュアル・ハラスメント、売買春および人身売買に関する詳細な情報提供が求められたにもかかわらず、統計を取っていないなど基本的なデータの欠落が指摘された。

日本政府第6次レポートに対するCEDAWの総括所見では、私的領域に関する女性差別について多くの勧告が出された(CEDAW/C/JPN/CO/6)。ここでは、特徴的な点だけ指摘したい。

第1に、CEDAWは、差別的立法として民法の婚姻適齢、女性だけの再婚禁止期間、夫婦同姓の法的強制をあげて、直ちに改善することを求めた。また、民法と戸籍法の婚外子差別の撤廃を求め、婚外子差別撤廃を含む2年以内の民法改正を日本政府に求めている(林p5)。CEDAWは今度もまた、民法改正が進まない理由として世論調査の動向をあげる日本政府の姿勢を厳しく批判し、政府の条約遵守義務を強調した(para.18)。

第2に、女性に対する暴力について、女性の人権侵害の観点の強化と一般勧告19号の完全適用を求めている(para.32)。その上で、日本における被害者支援の現状を十分に踏まえた具体的な勧告を行っており、これはNGOのカウンタートレポートやロビーイングの成果といえる。法改正の課題として、刑法における報告罪の撤廃、身体の安全と統制性への女性の権利侵害としての性犯罪の再定義、強姦罪法定刑の引き上げ、近親姦の個別規定化が勧告された(para.34)。また、女性や子どもに対する暴力を肯定・促進するようなビデオゲームや漫画の禁止を求め、児童買春・児童ポルノ禁止法改正を勧告している(para.36)。DVについては、脆弱性の高い人びとや移住女性を含めて、より質の高い支援サービスの実施や司法・行政職の意識改革が求められ、次回には統計データおよび施策の効果についての報告が要請された(para.32)。人身売買に関しては、被害への脆弱性を取り除くことの重要性が指摘され、送り出し国の経済状況の改善など、人身売買の根本的原因をなくすための努力が要請された(para.40)。

なお、健康について、「できる限り」という条件付きだが、刑法墮胎罪における、女性のみ処罰規定の撤廃を勧告している(para.50)。

### III. 国内の立法、法改正の状況

本稿では、各条項の解説部分では直接取り上げない問題について、立法動向を概観する。

の新設と同時に、人身売買被害者を在留特別許可の対象とし（50条1項3号）、人身売買加害者を強制退去の対象とした（24条4号ハ）。

2009年のCEDAW第4回日本政府レポート審議では、人身売買対応のための包括的一体的法制度の構築が求められるとともに、被害者支援の不十分さが指摘された。

日本における人身売買への法的対応で問題となるのは、以下の3点である。第1に、加害者処罰が件数、量刑とも不十分であること。「行動計画」策定直後の2005年をピークに人身取引事犯の検挙件数は減少の一途をたどっている（2008年、36件）。第2に、被害者の法的地位が保障されず、法的支援が不十分であること。入管法改正により、被害者であると認められた場合は在留特別許可が可能となったが（特定活動または短期滞在の在留資格）、法務大臣の裁量に任されており、強制退去の可能性は現在も残る。さらに、被害者認定の基準が明確ではない。第3に、被害者の保護・支援体制の未整備である。「行動計画」では各都道府県の婦人相談所が被害者を受け入れることになっているが、婦人相談所に保護される人数が少なくないうえに、ほとんどの被害者が具体的な支援を受けないまま帰国している。多言語ホットラインなどによる潜在的被害者の発見と保護、通訳の確保やその国の文化を尊重した日常生活支援、精神的ケアや職業訓練など被害回復と再被害防止のための長期的支援、未払い賃金や損害賠償請求の確保など、人身売買被害者支援のための専門機関設置を中心とした被害者支援法の制定が急務である。また、国際結婚や研修・技能実習などの形態をとる労働搾取など、多様な形態の人身売買への対応が検討されるべきである。

### 3. 性犯罪と2004年刑法一部改正

2004年刑法の強制わいせつ罪、強姦罪等の法定刑上限が引き上げられ（176条、177条）、集団強姦罪（178条の2）および集団強姦等致死傷罪（181条2項）が新設された。法定刑引き上げの改正理由として強姦の増加と凶悪化があげられ、集団強姦罪新設は大学生による集団強姦事件が契機となった。しかし、1990年代以降の強姦罪の認知件数、検挙件数の増加は、犯罪被害者対策のもとでの警察の性犯罪対応の積極化による被害届の増加に起因し、強姦自体が増えたことと、それでは、嫌疑不十分、告訴の欠如、無効、取消しなどの理由が一定程度を占める。

的ケアなどの援助についても、法のはざまに放置されている。

もともとよく危険性を判断できるのは被害当事者であると考えられるが、ストーカー規制法では被害者の当事者性が認められない。当事者の申立てと司法判断による禁止命令制度の創設が望まれる。

なお、2007年DV防止法改正により、保護命令に電話等禁止命令が付加された。そこで禁止される行為はストーカー規制法に列挙されたつきまつきまとい行為とほとんど重複しており、ストーカー規制法改正への可能性を切り拓くものである。

## 2. 人身売買と刑法等の改正

女性差別撤廃条約6条は「あらゆる形態の女子の売買」を禁止している（本書第6条（中里見）参照）。また、現代的人身売買に対応する国際的枠組みとして、2000年、国連は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補完する、人身売買——特に女性及び子どもの人身売買を防止し、禁止し及び処罰するための議定書」（以下、議定書）を採択した。議定書は、新たに人身売買の定義を行っている（議定書3条）。議定書は、搾取を目的としていること、強制を手段としていることおよび人の募集・採用、運搬、移送、蔵匿、移送、収受という行為があることとの3つの要素によって、人身売買を定義した。日本は性的搾取を目的とした人身売買の受け入れ大国といわれてきたが、売春による性的搾取に限らず、強制労働や臓器摘出も含まれる。

1970年代、日本人男性の「買春ツアー」が世界的に批判を浴びた。80年代以降は、国際的な人身売買組織の手で、主にアジア諸国から多くの女性たちが日本に送り込まれるようになり、90年代には人身売買の被害者が同国人のボスや監視役を殺害する事件が相次いだ。日本政府は一貫して人身売買の被害者の存在を無視し、不法滞在による強制退去の対象とするだけであり、加害者の法的責任もほとんど問われないままであった。

しかし、国際的な取組みを受けて、日本政府は姿勢を転換する。2004年「人身取引対策行動計画」を策定して被害者支援を開始したほか、刑法、出入国管理及び難民認定法（入管法）、風俗営業取締法などを改正するとともに、人身売買の隠れ蓐であった「興行」の在留資格・査証も見直した。

刑法改正では、加害者処罰として人身売買罪（226条の2）の新設、法定刑上限の引き上げなどが行われた。また、入管法改正では、人身取引の定義規定（2条7号）

親告罪であるので被害者が告訴しなければならぬが、被害者への偏見や非難、加害者からの報復のおそれなどから、告訴を躊躇する被害者が多い。暴行脅迫など不要でも抵抗が難しい顔見知り（上司や教員、夫、父親など）の場合や抵抗しなかった場合、性的経歴・経歴の有無や職業などでふるいにかけられ、起訴され厳罰を科すことができる強姦被害が選別されるだけである。厳罰化は、必ずしも被害者救済にはつながらない（宮園 p.602）。

むしろ強姦罪の法益（性的自由ではなく、実質的に女性の貞操を問題にしていること）や被害者を女性に限定していること、被害者の抵抗と同意の有無を事実上問題とする「暴行脅迫」という構成要件、親告罪の是非、証拠法のあり方（レイプシールド法の導入）など、抜本的な法改正が議論にも上らないことこそ問題である。

性暴力については、警察の捜査段階から裁判（裁判員裁判を含む）まで、司法過程におけるジェンダー・バイアスやそれに起因する2次被害が問題となる。

警察の捜査段階（1996年被害者対策要綱、1999年「女性・子どもを守る施策実施要綱」など）、裁判段階での被害者保護（2000年刑事訴訟法改正および2007年民事訴訟法改正による遮蔽装置の設置やビデオリンク方式の採用）、刑事裁判における被害者参加制度の導入（2007年刑事訴訟法改正）など制度の整備は一定程度進んだ。しかし、ジェンダー・バイアスに支配された運用の問題が残る。法制度改革とともに、司法機関の研究・訓練を実質化し、性暴力被害の理解の促進と被害者のプライバイシー保護、2次被害の防止対策が早急に進められなければならない。

#### IV. 今後の課題

##### 1. 緊急の課題としての民法改正

1987年の第1次レポート審議以来、CEDAWは一貫して民法の婚姻・離婚規定中の女性差別的条項の改正を日本政府に求めてきた。しかし、2002年の第5次レポート以降、日本政府は、民法改正が進捗しない理由として世論調査の動向をあげるばかりで、女性差別撤廃条約遵守の主体的姿勢を何ら示さずにいる。だが、すでに述べた通り、2009年の総括所見では、迅速な民法改正が求められた。将来的には事実婚の法的保護から同性愛カップルのパートナーシップの承認まで、家族の多様化へ対応しうる家族法のあり方を検討していく必要がある。アジア諸国を含めた外国法を参照しながら、理論的深化を図らなければならない。

民法改正反対のターゲットは、特に、選択的夫婦別氏制度の導入に向けられて

きた。反対論の中核にあるのは、男性優位の現行家族システムの相対化によるジェンダー秩序の解体への危機意識であろう（吉田 p.126）。依然として基本的価値観の対立は激しく、改正には困難を伴うだろうが（二宮 p.24）、民法改正が日本社会のジェンダー構造転換への突破口となることは間違いない。

##### 2. 女性に対する暴力防止への取り組みの加速化

私的領域における女性の権利問題は従来の近代法体系には収まりきらず、近代法概念を超えた枠組みを要請する。例えば、「女性に対する暴力」概念は、被害者の視点を導入することで、加害行為中心の「有形力の行使」という近代法の伝統的な暴力概念を揺るがす。

被害者視点に基づく法概念の再構築のためには、問題の顕在化と被害実態の把握が不可欠である。しかし、統計等のデータが極めて不十分であり、女性に対する暴力の現状の把握は困難である。これは、女性に対する暴力問題への日本社会の消極的な姿勢を反映している。

現在、民間団体を中心に、性暴力禁止法制定を求める声があがっている。その過程で裁判員裁判における被害者のプライバイシー保護や2次被害防止について問題提起が行われ、一定の成果を上げることができた。だが、女性に対する暴力はジェンダーに基づく差別の一形態であり、女性の人権侵害であるという認識は極めて弱い。他方、司法や法律学におけるジェンダー・バイアスは相変わらず根深い。当面は被害者支援制度の整備から始めることになるだろうが、理論的深化とともに立法化の検討を加速化しなければならぬ。マイノリティの視点を入れながら、女性に対する暴力が女性差別として許されないものであり、女性の人権侵害であることを示すべき時である。

#### [引用文献]

- 大伏由子「夫婦財産制」石川悠ほか編『家族法改正への課題』（日本加除出版社、1993年）、谷口洋幸「性同一性障害者特例法の再評価——人権からの批判的考察」石田仁編著『性同一性障害——ジェンダー・医療・特例法』（御茶の水書房、2008年）、林陽子「成立30周年を迎えた女性差別撤廃条約——第44会期を終えて」女性展望9月号（2009年）、宮園久栄「法定刑の引き上げと強姦罪——ジェンダーの視点から」法学新報113巻11/12号（2007年）、吉田克己「家族法改正とジェンダー」ジュリスト1237号（2003年）、二宮周平「1996年『民法の一部を改正する法律案要綱』とその後の状況」法律時報78巻11号（2006年）。



個人を基準とした類型化は、世帯主の定義や判断をめぐむる問題を付随させ、世帯に潜在する世帯員の状況をみえなくさせる。

このような問題意識に基づき、本稿では、世帯と個人を峻別し、既存の世帯類型とは異なる方法で被保護層の特徴を把握することを目的に、2つの実証的アプローチを試みる。第1は世帯に着目したアプローチであり、既存の世帯類型とは異なる統一した基準で世帯を捉え直す。具体的には、国勢調査を参照した「世帯構造」を指標として世帯類型を再編成し、被保護世帯の特徴を把握する。第2は個人に着目したアプローチであり、世帯に潜在している個人の状態を捉え直す。具体的には、「傷病・障害」と「学歴」に注目し、被保護個人の特徴を把握する。岩田が指摘するように、政策がどのような人びとなどのどのような状態を、どのような「カテゴリー」で具体的に定義づけていくか、またそれがどのように変化したいくかが、その後の貧困解釈それ自体にも大きな影響を与えていく(岩田 2005:15)。それゆえ、世帯類型という既存のカテゴリーそのものを再編成しながら、世帯と個人の双方から現状分析を進めることは貧困解釈において重要と考える。

貧困の計測や貧困世帯の実態把握を試みる先行研究には多くの蓄積がある。「所得再分配調査」により貧困の推移を分析した藤木らの研究では、世帯類型別・年齢階級別・世帯業態別の貧困率に対する寄与率のほか、被保護世帯の受給要因が計量的に推定されている(橋本ら 2006)。同じく「所得再分配調査」を基に世帯所得を個人ベータに換算して個人単位の貧困率を世帯類型別にみた阿部らの研究では、世帯類型の各タイプに属する個人に焦点をあてた計測がなされている(阿部 2008)。また「国民生活基礎調査」を基に計測した白波瀬の研究では、どのような世帯に属するかにより経済的インパクトが異なるという視点から、高齢者が属する世帯構造別の分析が行われている(白波瀬 2005)。このような既存の政府統計を用いて社会全体の貧困や動向を把握する研究に対して、被保護世帯の実態を把握できるデータは

れている。

このような世帯類型の設定は、生活保護行政の実務において加算種別ごとに世帯を峻別するうえで、また、社会経済状況や人口動態に伴う被保護世帯の動向をみるうえで有効である一方、次のような特徴や問題点がある。第1に、「高齢者世帯」「母子世帯」は世帯員の構成と年齢要件からのみ定義されているのに対し、「障害者世帯」「傷病者世帯」は世帯主個人の障害・疾病の状況と稼働の有無で定義されており、質の異なる基準で類型化されていることである。たとえば、世帯主が障害者加算・在宅患者加算を受けている場合や入院している場合には「障害者世帯」「傷病者世帯」とみなされる一方、加算を受けていない障害者や傷病者はたとえ通院加算中であっても稼働していれば「その他の世帯」に類型化される。第2に、世帯類型は「高齢者世帯」「母子世帯」「障害者世帯」「傷病者世帯」「その他の世帯」の順に振り分けていく調査上のルールがあるため、たとえ高齢者世帯や母子世帯の世帯主に障害・傷病があり加算を受けている場合であっても、世帯員の構成と年齢で定義に合致する場合は「高齢者世帯」や「母子世帯」に類型化されることである。すなわち、「高齢者世帯」や「母子世帯」の世帯主にも障害者や傷病者に該当する世帯が一定数存在する可能性があるにもかかわらず、既存の世帯類型では把握することができない。第3に、「障害者世帯」と「傷病者世帯」は世帯主個人の状態が基準となっていることから、世帯員が障害・傷病を有し、世帯主がその介護のために稼働できない状況にあっても、障害・傷病を有する者が世帯主でなければ「障害者世帯」「傷病者世帯」とは認定されないことである。加えて、「当然その世帯の生活を支えなければならない者」を世帯主と定義していることから、夫婦で生活保護を受けている場合には一般的に世帯主とみなされる男性の状態が判断基準となっており、可能性が高いことである。そのため、夫に障害・傷病がなく妻に障害・傷病がある場合には「その他の世帯」となり、妻の障害・傷病は顕在化されにくい。このような世帯主

# 生活保護世帯の世帯構造と個人指標

楊澤直美<sup>\*1</sup>、藤原千沙<sup>\*2</sup>

要旨：生活保護に関する政府統計は、被保護層を「高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・傷病者世帯・その他の世帯」の5類型で把握しているが、世帯定義の基準は質的に異なっており整合性がない。また、政府統計では学歴階級が把握できないなど被保護層の実態把握には限界がある。そこで本稿では、A自治体において2005年度に保護された全世帯を対象として、既存の世帯類型を世帯構造から捉え直すとともに、傷病・障害と学歴階級の指標を加えて被保護層の特徴を分析した。その結果、①障害者世帯・傷病者世帯以外でも傷病・障害と貧困の関連が見いだされたこと、②母子世帯以外にも有子世帯が一定数存在し、成人子女の存在も含めて「子ども貧困」の視角が必要であること、③世帯主とその配偶者の学歴階級は同一世代の学歴構成と比べて低い傾向にあり、といった特徴や見見が見いだされ、被保護層の実態把握に新たな指標の必要性を提示した。

Key Words: 生活保護世帯、生活保護統計、世帯類型、世帯構造、個人指標

## I. 問題の所在

経済格差の拡大とともに貧困・低所得問題に注目が集まり、日本の貧困の実態や貧困世帯の特徴を検証する研究が広がりをみせている。被保護層の動向を分析しその特徴を検証することも、生活保護行政にとっても貧困研究にとっても基礎的事項であり、一般的には「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」と「被保護者全国一斉調査」が参照されている。これらの政府統計を用いた被保護層の分析では、世帯類型・世帯業態・年齢階級・世帯人数などを指標としてその特性を把握されており、世帯類型としては現在、「高齢者世帯」「母子世帯」「障害者世帯」「傷病者世帯」「その他

の世帯」の5類型が用いられている。生活保護統計における世帯類型は、時代とともに変遷し、調査の種類や調査年度によってその定義も異なっている。2007年の第61回被保護者全国一斉調査では、「高齢者世帯」は65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯、「母子世帯」は現に配偶者がいない18歳以上65歳未満の女と18歳未満の子だけで構成されている世帯、「障害者世帯」は世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯、「傷病者世帯」は世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯または世帯主が傷病のため働けない者である世帯であり、「その他の世帯」は上記のいずれにも該当しない世帯である。ここでいう世帯主とは、保護決定上の世帯員のうち、その生活の中心となるべき者を指し、現在は失業・疾病等のため生活の中心となっていない者であっても、その世帯の構成上からみて、当然その世帯の生活を支えなければならない者として

2008年8月4日受付/2009年2月2日受理  
\*1 YUZAWA Naomi  
立教大学コミュニケーション学部  
\*2 FUJIWARA Chisa  
岩手大学社会科学系  
\*1 E-mail: naoyuza@rikkyo.ac.jp



表2 開始時の世帯構造 (開始時の世帯類型別)

		高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	本調査対象世帯計	2005年国勢調査(全国)
単独世帯		64	123	16	202	78	483	100.0%
①単独世帯		53		14	140	39	246	50.9%
②夫婦のみ世帯		10		2	21	9	42	8.7%
核家族世帯					21	6	27	5.6%
③夫婦と子どもからなる世帯					6	1	7	1.4%
④男親と子どもからなる世帯					13	19	155	32.1%
⑤女親と子どもからなる世帯			123		1	2	0.4%	
⑥夫婦と親からなる世帯		1			1	1	0.2%	
⑦夫婦(と子や親)と他の親族からなる世帯								2.2%
⑧兄弟姉妹のみからなる世帯								0.6%
⑨他に分類されない親族世帯						3	3	0.6%
非親族世帯								0.5%
⑩非親族世帯								

本調査対象世帯で「⑩他に分類されない親族世帯」とは、「女親と子と親からなる世帯」2世帯、「祖母と孫からなる世帯」1世帯である。

て顕在化したことを示している。また「傷病者世帯」からの移行は、世帯主の傷病の程度が障害の状態に変動したか、あるいは、保護開始時には障害があるが、保護開始後に障害の認定を受け世帯類型が変化した可能性があると考えられる。

被保護世帯の動向分析や実態把握には、このような世帯類型定義の特徴を踏まえる必要がある。世帯類型とは異なる指標で分析すれば、生活保護世帯の新たな側面がみえてくるものと思われる。そこで次節では、世帯に着目したアプローチとして「世帯構造」を指標とした実態把握を試みる。

2. 世帯把握の指標としての世帯構造

国勢調査において、世帯は「一般世帯」と「施設等の世帯」に分類され、うち「一般世帯」は「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に3区分されている。「親族世帯」はさらに「核家族世帯」と「その他の親族世帯」に分けられ、親族のなかで原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって細分類されている。本節では、国勢調査を参照し、世帯規模：親族関係・世帯構成を基準に世帯を類型化したものを「世帯構造」と位置づけ、世帯構造からみた被保護世帯の特徴を分析する。

表2は調査対象世帯の世帯構造をみたものである。縦軸に世帯構造を配置し、これらが既存の世帯類型のどれに位置するかが分かるように整理している。まず、保護開始時の世帯構造を大分類してみると、本調査対象世帯483世帯のうち「単独世帯」が246世帯(50.9%)と最も多くを占める。続いて「核家族世帯」231世帯(47.8%)、「その他の親族世帯」6世帯(1.2%)であり、「非親族世帯」は皆無であった。核家族世帯の小分類をみると、「女親と子どもからなる世帯」が155世帯であり、これは全体の32.1%にあたる。続いて「夫婦のみ世帯」42世帯(8.7%)、「夫婦と子どもからなる世帯」27世帯(5.6%)、「男親と子どもからなる世帯」7世帯(1.4%)である。

2005年国勢調査から全国の世帯構造分布を確認すると、大分類では「核家族世帯」が最も多く57.9%、続いて「単独世帯」29.5%、「その他の親族世帯」12.1%、「非親族世帯」0.5%である。「核家族世帯」の小分類では「夫婦と子どもからなる世帯」が最も多く全体の29.9%、その次に多いのは「夫婦のみ世帯」の19.6%であり、「女親と

子どもからなる世帯」は7.1%にすぎない。本調査対象世帯を国勢調査と比較すると、単独世帯の比率が高く、また、子どもがいる世帯の分布が国勢調査のそれと異なっていることが分かる。

被保護世帯に単独世帯が多いことはこれまでも確認されていた事実であり、2005年の被保護者全国一斉調査では、被保護世帯の73.7%が単独世帯である。それに対して、本調査対象世帯における単独世帯の割合は、開始時246世帯(50.9%)、廃止時307世帯(63.6%)にとどまっておらず、社会全体の世帯構造分布と比べて単独世帯の割合は高いものも、全国の被保護世帯に占める割合と比べると低い。その理由は、A自治体の地域特性として被保護世帯に占める「母子世帯」の割合が高いためである。単独世帯の割合を世帯類型別にみると全国との差は縮小し、「高齢者世帯」「傷病者世帯」「その他の世帯」それぞれに占める単独世帯の割合は、全国(2005年)で89.3%、77.6%、49.9%であるのに対して、本調査対象世帯の開始時でみた単独世帯の割合は、82.8%、70.6%、50.0%である。

世帯構造による把握で注目されるのは、子どもがいる世帯の分布である。生活保護統計において「母子世帯」は早くから世帯類型のひとつとして位置づけられ、被保護世帯全体に占める割合は増減を繰り返しながらも、世帯保護率の高さから貧困との強い関連が指摘されてきた。全国の被保護世帯に占める母子世帯の割合は8.7%(2005年)であるが、本調査対象世帯で開始時「母子世帯」の割合は25.5%(123世帯)と高い。しかし、表2の世帯構造をみると、「女親と子どもからなる世帯」は155世帯(32.1%)とさらに高く、32世帯の相違がある。そこで32世帯の内訳をみると、まず、18歳未満の子どもがいるにもかかわらず18歳以上の長子がいるために「母子世帯」として類型化されていない世帯が5世帯である。次に、夫の失踪や拘留、夫の暴力からの避難、夫と別居し離婚調停中など、実質的には母子世帯であり子ども18歳未満のみであるものの、離婚が成立しておらず別居して1年を経過していないことから「母子

世帯」として類型化されていない世帯が9世帯である。残る18世帯は、18歳以上の子どもと母親からなる世帯であるが、そのうち6世帯は18歳以上20歳未満の子どもがおり、母子及び寡婦福祉法の定義では母子家庭とされる世帯である。

子どもがいる世帯の総数は、「⑥夫婦と子どもからなる世帯」「④男親と子どもからなる世帯」「⑦夫婦と子と親からなる世帯」の計190世帯であり、「⑩他に分類されない世帯」における「女親と子と親からなる世帯」2世帯を加えると、本調査対象世帯483世帯のうち192世帯(39.8%)が子どもがいる世帯である。その内訳を子どもの数別で見ると、子1人93世帯(48.4%)、子2人62世帯(32.3%)、子3人25世帯(13.0%)、子4人10世帯(5.2%)、子5人2世帯(1.0%)であり、子どもの総数は342人である。この国勢調査を参照するため成人子どもも含んでいる。そこで、親族関係としての子どももいる世帯について、子の年齢別と世帯類型別に整理したのが表3である。まず、子どももいる世帯123世帯の分布を世帯類型別にみると「母子世帯」123世帯(64.0%)、「傷病者世帯」40世帯(20.8%)、「その他の世帯」29世帯(15.1%)である。子どももいる世帯の6割強は「母子世帯」であるが、「母子世帯」以外の世帯類型にも3割強存在している。子どもの年齢階層別にみると、「18歳未満の子のみ」が160世帯(33.1%)であり、「18歳未満の子と18歳以上の子」がいる世帯は6世帯(1.2%)、「18歳以上の子のみ」がいる世帯は26世帯(5.4%)である。「18歳未満の子」を「子ども」と定義した場合でも、「子ども」のいる世帯は166世帯(34.4%)と全483世帯の3割以上に及んでおり、「子ども」の貧困問題は「母子世帯」以外にも存在することが改めて確認される。また、「18歳以上の子」には未成年である20歳までの子どもに加え、高齢の親と30歳代・40歳代の成人子どもという世帯も含まれている。成人子どもや傷病があるといった健康上の問題や、成人子の失業や離婚による生活困難が確認され、親子ぐる

表3 子どものいる世帯（世帯類型別・子どもの年齢別）

開始時の世帯類型	計	子どもなし	子どもあり	18歳未満と18歳以上の	
				子のみ	子のみ
計	483	291	192	6	26
高齢者世帯	64	64	0	0	0
母子世帯	123	0	123	0	0
障害者世帯	16	16	0	0	0
傷病者世帯	202	162	40	3	16
その他の世帯	78	49	29	3	10

(N=483, 単位: 世帯)

「子ども」とは世帯主あるいは世帯員との親族であり、「祖母と孫からなる世帯」1世帯の孫は18歳未満であるが「子どもなし」に分類している。

みの貧困という様相がうかがえる。

### 3. 個人把握の指標としての傷病・障害

生活保護統計における世帯類型は、類型ごとに質の異なる基準で判断されており、世帯構成で判断する類型と世帯主個人を基準に判断する類型を混在している。世帯主個人が基準となる「障害者世帯」「傷病者世帯」では世帯員の傷病・障害は明らかではなく、世帯類型の決定順位で優先される「高齢者世帯」「母子世帯」については、世帯主・世帯員の傷病・障害は考慮されていない。そこで、本節では、個人に着目したアプローチとして、世帯主および世帯員それぞれの障害・傷病の把握を試みる。

把握の方法として用いているのは第1に開始理由コードであり、定型的な複数選択肢から選ばれる「保護の開始理由」か「保護の申請事由」において、世帯主・世帯員の「傷病」や「障害」が挙げられていた世帯の実数を把握する。第2に用いているのは申請理由としてコード化されている項目のなかから、世帯主・世帯員の「傷病」や「障害」が挙げられていた世帯の実数を把握する。

まず、開始時「高齢者世帯」64世帯についてみると、開始理由コードに世帯主の傷病がある世帯は15世帯、世帯主と世帯員双方の傷病がある世帯は1世帯、世帯員の障害がある世帯は2世帯であり、合わせて18世帯(28.1%)は、保護の開始理由

ない場合があるのは、保護の申請理由に複数の理由が関わっている場合に、他の理由が優先される可能性があるからである。たとえば「母子世帯」の場合、本人の申立理由として病気の訴えがあっても、「失業」や「離婚」など他の申請理由が重複している場合は、傷病ではなくその他の理由で申請・開始したと判断される傾向がみられる。また「高齢者世帯」の場合には、何らかの病気を訴えるケースは少なくないと思われ、実際には上記の実数以上に健康問題を抱える個人は多いものと推察されるもの、高齢者には何らかの体調不良がつきまとい、かつ、生活保護の要否判定に療養能力判断を原則として要さないといった事情から、個人が抱える傷病や障害が開始時のデータとして現れてこない可能性がある。

本節の分析は保護開始時点の世帯データに着目したものであり、保護の開始理由や申請理由として傷病・障害が挙げられていた世帯を抽出したにすぎない。そのような限られたデータであったとしても、「高齢者世帯」「母子世帯」「その他の世帯」において傷病・障害を有する世帯主・世帯員が一定数存在することが確認された。母子世帯の世帯員とは18歳未満の子どもを意味するが、本調査対象世帯では、開始時の母子世帯のうち4世帯の母親に障害があり、5世帯の子どもにも障害があった。生活保護受給中にも傷病の悪化や新たな疾病、認定されていないかつた障害の発見があることを踏まえると、傷病・障害の問題を抱える世帯はより多く存在すると考えられ、「障害者世帯」「傷病者世帯」を超えて存在する傷病・障害の実態と貧困との関連について、より精緻な研究が必要である。

### 4. 個人把握の指標としての学歴

既存の生活保護統計には存在しない項目のひとつに学歴がある。被保護世帯を構成する個人に着目したもう1つのアプローチとして、本節では、保護開始時における世帯主およびその配偶者の学歴を分析する。本節の分析対象は、2005年度に複数回戻り世帯主が重複している1世帯を除く

482世帯である。学歴の分類は、「中卒」「高校中退」「高卒」「短大卒」「大卒」とし、専修学校・各種学校の卒業は考慮していない<sup>1)</sup>。

まず、開始時の世帯主の学歴を世帯類型別にみたものが表4である。「短大卒」や「大卒」といった高卒を超える学歴を有する世帯主はどの世帯類型でもほとんど存在せず、高卒以下の学歴に分布している。「中卒」の割合が高いのは、「障害者世帯」62.5%、「傷病者世帯」60.4%、「その他の世帯」61.0%であり、「高校中退」を含めると7~8割が高校卒業資格を有していない。「高齢者世帯」は「高校中退」が少なく、「中卒」が57.8%、「高卒」が21.9%である。「母子世帯」は他の世帯類型より「高卒」の割合が50.4%と比較的高く、「中卒」34.1%、「高校中退」14.6%と、高校卒業資格を有していない割合は約5割である。このような世帯類型による学歴構成の違いは、なぜ生じるのか、学歴は個人の指標であり、上級学校への進学率は時代によっても性別によっても異なるため、世帯主個人の属性をより詳しく検討する。

表5は、世帯主の学歴について、出生年をそろえて男女別にみたものである。同一コーホートの一般的な学歴構成と比較するために、2000年国勢調査における各年齢層の学歴構成を掲げている。同調査と比較するために、「中卒」と「高校中退」は合わせて「短大卒以上」とした。まず1976~1985年生まれからみると、この世代は2005年に20~29歳にあたり、若年で生活保護が廃止された世代である。この世代の一般的な学歴構成として国勢調査を参照すると、2000年の国勢調査時点では15~24歳にあたるため、「在学者」の割合が高くなっており、一方、本調査対象世帯の開始時の世帯主に在学者は存在せず、女性の50.0%、男性の90.0%の学歴は「中卒」であった。

1966~1975年生まれの場合、2000年国勢調査時点の年齢は25~34歳であり、最終学歴はほぼ確定している。この世代の「中卒」者は女性5.4%、男性7.7%であるのに対して、本調査対象世帯の世帯主(廃止時30~39歳)では女性53.7%、男